

防災訓練実施結果報告書

平成 28 年 5 月 13 日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所

氏名

(担当者

所属 東海事業所 業務管理部 総務グループ

電話 029-287-8201)

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	原子燃料工業株式会社 東海事業所 茨城県那珂郡東海村村松 3135 番地 41
防災訓練実施年月日	平成 28 年 1 月 29 日
防災訓練のために想定した 原子力災害の概要	震度 6 弱の大地震の余震に伴う核燃料物質の漏えいにより、原子力災害対策特別措置法第 15 条の原子力緊急事態に至る原子力災害を想定。
防災訓練の項目	総合訓練
防災訓練の内容	(1) 通報訓練 (2) 救護訓練 (3) モニタリング訓練 (4) 避難誘導訓練 (5) プレス対応訓練
防災訓練の結果の概要	別紙のとおり。
今後の原子力災害対策に 向けた改善点	別紙のとおり。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力災害特別措置法に基づく総合訓練結果報告の概要

1. 訓練の目的

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、事故対応能力の強化を図ることを目的として、原子力緊急事態を想定し、以下のねらいを踏まえた訓練を実施した。

- ① 構成員の異動が多い防災組織における事故対応能力の定着
- ② 発生事象の多様化による事故対応能力の向上
- ③ シナリオ非提示内容の拡大による、実践的な判断・対応能力の育成

2. 実施日時及び対象施設

(1) 実施日時

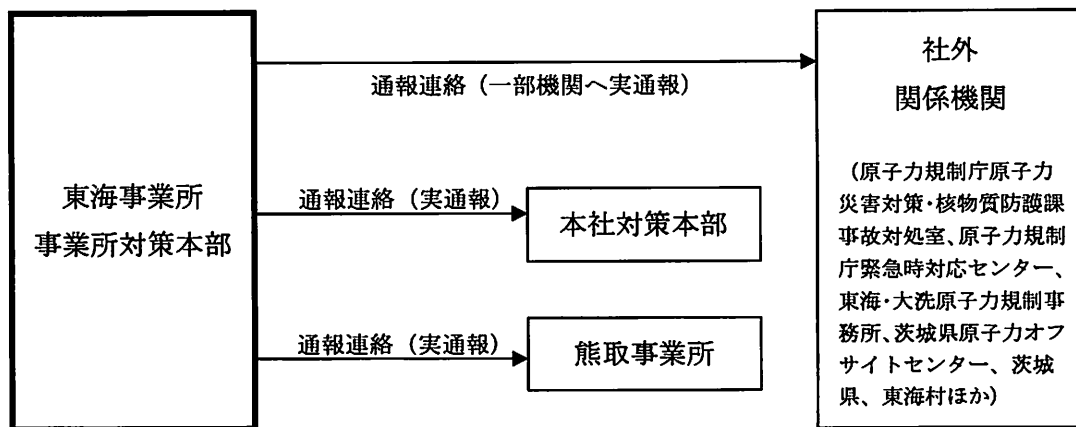
平成28年1月29日（金） 13時15分～16時30分

(2) 対象施設

原子燃料工業株式会社 東海事業所

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

(1) 実施体制



(2) 評価体制

4名の評価者（うち、2名は熊取事業所から）を選任し、第三者の観点で緊急時における対応状況を評価した。また、訓練終了後には、訓練参加者による反省会を実施し、評価および改善点の抽出を行った。

(3) 参加人数

144名（プレーヤー133名、コントローラー7名、評価者4名）

（社員134名〔操業設備監視者を除く在在者全員〕、協力会社・工事業者等10名）

4. 原子力災害想定概要

- (1) 茨城県沖を震源とするマグニチュード7.0の地震（津波のおそれなし）が発生し、当事業所で震度6弱、615ガル、50カインを観測する。
- (2) 事業所在所者の避難・点呼実施後の施設点検中に、社員が第1種管理区域内で転倒して負傷する。
- (3) 電話回線輻輳による外線電話・ファクシミリの一時的な遮断、また、商用電源が停止し、事業所対策本部用の非常用発電機も故障により電源が供給されない。
- (4) 一定時間経過後、電話回線及び商用電源が復旧。その後、強い余震（震度5強）が発生。これにより、第2種管理区域でクレーンに吊られたウラン粉末貯蔵容器が落下（本震発生時に作業を中断）し、ウラン粉末が飛散する。モニタリングポストの線量については大きな変化は見られないが、可搬式ダストサンプラにより発災現場周辺を測定したところ、ウラン粉末が換気扇から建屋外に漏れいしていること、並びに原災法第10条、第15条の通報基準を超えていることが判明し、原子力緊急事態に至る。

5. 防災訓練の項目

総合訓練（詳細非提示型）

発生事象の概要のみを事前に提示し、一部の情報や状況を総合訓練実施中にその都度付与した。

6. 防災訓練の内容

- (1) 通報訓練
- (2) 救護訓練
- (3) モニタリング訓練
- (4) 避難誘導訓練
- (5) プレス対応訓練

7. 訓練の重点課題

前回訓練の反省を踏まえて以下の事項を重点課題として取り組んだ。

- ① 原子力緊急事態発生時の的確な通報連絡
- ② 事業所対策本部内、及び事業所対策本部と現場間の円滑な情報共有
- ③ 一時的な管理区域の円滑な設定

8. 訓練結果の概要

(1) 通報訓練

震度6弱の地震（以下、本震という）が発生及び第1種管理区域での負傷者発生のため通報した。

また、強い余震（震度5強）の発生後、ウラン粉末が換気扇から建屋外に漏えいしていることを可搬式ダストサンプラにより検出し、原災法第10条、第15条の通報基準を超えていることが判明したため、第15条の原子力緊急事態発生に伴う関係機関への通報を行った。

上記通報は一部実連絡（本社、熊取事業所、原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課事故対処室、原子力規制庁緊急時対応センター、東海・大洗原子力規制事務所、茨城県原子力オフサイトセンター、茨城県及び東海村）を行い、応急措置の概要について関係箇所への第25条報告を実施した。

(2) 救護訓練

第1種管理区域内で発生した負傷者を救出のうえ、設定した一時的な管理区域において応急手当を施し、病院へ搬送した（救急車による搬送は模擬とした）。

(3) モニタリング訓練

負傷者及びウラン粉末飛散状況発見者のサーベイ、ウラン粉末漏えい地点での可搬式ダストサンプラによる測定結果、並びに加工工場周辺での放射線モニタリング、ダストモニタの値、気象観測データ、モニタリングポストの値を用いて評価した。

(4) 避難誘導訓練

本震発生に伴い、来訪者及び工事業者を含む事業所在所者の避難誘導を実施した。

(5) プレス対応訓練

模擬記者会見（記者役3名）を行った。

9. 訓練の評価

冒頭記載の訓練のねらいを踏まえた内容を、別途実施した個別訓練や今回の総合訓練シナリオに反映した。その結果、発災事象に対する対応をはじめ、概ね問題なかったが、いくつかの改善点が明確になった。訓練内容ごとの評価について以下に記載する。

(1) 通報訓練

本震発生後の通報は、電話回線輻輳時の衛星電話回線使用の準備を含め、迅速に実施できた。しかし、重点課題①の「原子力緊急事態発生時の的確な通報連絡」については、通報文書に記載すべき情報の収集に時間を要し、また1台のパソコンで通報文書を作成する体制であったため、通報が遅れるなどの改善すべき点があった。

重点課題②の「事業所対策本部内及び事業所対策本部と現場間の円滑な情報共有」では、無線機・携帯内線電話の有効利用や現場に副本部長を派遣すること等で収集した情報を、事業所対策本部内に設置されたスクリーンに投影するなど事業所対策

本部内での情報共有は円滑に実施できた。一方、事業所対策本部から各現場に対して事象の進展状況等について情報を発信する頻度は少なく、発災現場以外の待機場所等においては事象の進展や対応状況の把握が不十分であった。

また、事業所対策本部の運営面において、事態収拾のための具体的内容や進展状況に応じた各係間での人員応援等について、各係が本部長からの指示を待つ傾向があり、事業所対策本部全体として対応に時間を要するなど改善すべき点があった。

(2) 救護訓練

重点課題③の「一時的な管理区域の円滑な設定」では設定場所の選定、管理区域の表示等を適切かつ迅速に行い、また、負傷状況の把握、救護用具の準備等を含む救護活動を問題なく実施できたことを確認した。

(3) モニタリング訓練

負傷者及びウラン粉末飛散発見者のサーベイ、並びにモニタリングを適切に実施し迅速に事業所対策本部に報告しており、問題なく実施できたことを確認した。

(4) 避難誘導訓練

本震発生後の避難は速やかになされ、避難場所において部署ごとの名簿により正確かつ迅速に点呼確認、在所者の把握ができており、また、出張来訪者や業者等についても入構記録をもとに所在確認がなされ、問題なく実施できたことを確認した。

(5) プレス対応訓練

初動のプレス要員の選定、派遣について適切に実施された。しかし、事態進展状況の詳細、環境評価結果等について事業所対策本部からプレス要員に対しての情報提供が不足し、プレス発表時にプレス要員が把握する情報量が限られており、また、プレス発表文の添付資料に発災箇所を説明する図面がないなど準備した配布資料にも不足が見られるなど改善すべき点があった。

10. 前年度改善点の検証結果

(1) 外部通報文書確認体制の見直し

事象の進展に応じて作成すべき通報文書を明確にしたほか、通報内容の誤記防止のためパソコンによる文書作成体制に変更した。また、通報内容の正確性チェックについては本部長、副本部長、核燃料取扱主任者が確認する体制とした。これにより情報の精度が高まったことを確認した。

(2) 事業所対策本部内の情報共有設備の有効活用

発災現場の監視カメラ映像や、事象等のパソコンで一覧にまとめた時系列記録内容をスクリーンに投影し情報共有することができた。

(3) 一時的な管理区域の運用の適正化

一時的な管理区域の標識掲示や区域内の履替用靴カバーの準備等のルールを定め、これを実施することにより、適正に運用することができた。

1 1. 今後の原子力災害対策に向けた改善

訓練における評価・検証の結果から、改善すべき点を以下にまとめる。

(1) 外部通報文書作成体制及び作成方法の見直し

通報文書作成に必要な情報収集、通報文書作成に時間を要した結果、通報が遅れることになったため、通報文書作成のための人員配置や作成方法について見直しを行う。

(2) 副本部長の役割の明確化

事業所対策本部の運営面において、事態收拾のための具体的検討に必要な情報を各係から事業所対策本部に具申する頻度が少なく、各係が本部長からの指示を待つ傾向となったことにより事業所対策本部全体としての対応に迅速性を欠いた部分があったため、副本部長の役割分担を明確にして各係を統括する役割を持たせ、現場との情報共有の迅速化を図る。

(3) プレス発表準備の適正化

プレス要員派遣後の詳細な状況の共有不足や、発表資料に発生場所の図面がないなどプレス発表時の準備に不十分な点があった。プレス発表資料作成の役割分担等、準備段階での体制を見直し、発信する情報の適正化を図る。

これらについて改善を実施し、得られた結果を今後の訓練に反映していくことで原子力災害対策の実効性をより高めていく。また、緊急時対応能力の更なる向上のため、今回の訓練結果を踏まえて中期計画を見直すとともに、冒頭に掲げた訓練のねらいを今後の個別訓練、総合訓練に継続して反映していく。

以 上